

報告第4号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

平成24年5月29日提出

亀岡市長 栗山正隆

専決第6号

専 決 処 分 書

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成24年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和30年亀岡市条例第12号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成24年4月1日専決

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第20号

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 の一部を改正する条例

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和30年亀岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 公益財団法人 亀岡市環境事業公社（平成24年4月1日に公益財団法人亀岡市環境事業公社という名称で設立された法人をいう。）
- (2) 財団法人 亀岡市福祉事業団（昭和58年1月25日に財団法人亀岡市福祉事業団という名称で設立された法人をいう。）
- (3) 公益財団法人 亀岡市都市緑花協会（平成23年9月1日に公益財団法人亀岡市都市緑花協会という名称で設立された法人をいう。）
- (4) 公益財団法人 亀岡市体育協会（平成24年4月1日に公益財団法人亀岡市体育協会という名称で設立された法人をいう。）
- (5) 公益財団法人 生涯学習かめおか財団（平成24年4月1日に公益財団法人生涯学習かめおか財団という名称で設立された法人をいう。）

- (6) 財団法人 亀岡市農業公社（平成9年12月10日に財団法人亀岡市農業公社という名称で設立された法人をいう。）
- (7) 社会福祉法人 亀岡市社会福祉協議会
- (8) 上桂川用水土地改良区連合

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例
の一部を改正する条例要綱

- 1 公益法人制度改革に伴い、公益財団法人への移行認定により名称等に変更が生じた法人等について改正することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。